

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第6号  
令和7年6月2日

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定により定めた平成16年広島市安佐北区選挙管理委員会告示第13号による広島市安佐北区の指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中、表の一部を次のとおり変更しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本和則

変更前		変更後	
指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
可部第三投票区	白木第一投票区、 白木第二投票区、 白木第三投票区、 白木第四投票区、 白木第五投票区、 白木第六投票区、 白木第七投票区、 白木第八投票区、 狩留家投票区、 上深川投票区、 小河原投票区、 深川第一投票区、 深川第二投票区、 亀崎投票区、 真亀投票区、 倉掛投票区、 落合第一投票区、 落合第二投票区、 落合第三投票区、 落合第四投票区、 口田第一投票区、	可部第三投票区	白木第一投票区、 白木第二投票区、 白木第三投票区、 白木第四投票区、 白木第五投票区、 白木第六投票区、 白木第七投票区、 白木第八投票区、 狩留家投票区、 上深川投票区、 小河原投票区、 深川第一投票区、 深川第二投票区、 亀崎投票区、 真亀投票区、 倉掛投票区、 落合第一投票区、 落合第二投票区、 落合第三投票区、 落合第四投票区、 口田第一投票区、

